

建築基準法に基づく性能評価業務方法書

一般財団法人 小林理学研究所

この方法書は、建築基準法第 30 条の規定に基づく界壁の遮音性能の認定のうち、建築基準法施行令第 22 条の 3 の規定に係る性能評価の業務方法を定めたものである。

1. 提出図書

1-1. 性能評価申請書

1-2. 申請用図書

下記の事項を記載したもの。その様式は別に定める。

- (1) 性能評価の区分
建築基準法第 30 条の認定に係る性能評価
- (2) 構造名（構造方法又は建築材料の名称）
構造名は原則として表面材から記載する。
- (3) 商品名
- (4) 申請者名
法人の場合は会社名及び代表者名。
- (5) 寸法および面密度等
- (6) 材料構成
 - 1) 主構成材料（評価性能に直接影響する材料）
 - ・材料の規格
 - ・材料の品質（組成等）
 - ・材料の形状寸法
 - ・密度の許容範囲
 - ・その他の特徴等
 - 2) 副構成材料（上記以外の補助的材料）
- (7) 構造説明図
申請壁構造の見取図、垂直断面図、水平断面図等。
四周取り合い部の処理を明記する。
- (8) 標準施工仕様
基本的に、墨出しから表面仕上げまで表現する。

2. 試験方法

試験は、評価員が実施するものとし、その結果は試験成績書にとりまとめる。

2-1. 試験体

- (1) 試験体数は 1 体以上とする。
- (2) 申請に範囲をもたせる場合、遮音性能上不利側と考えられる条件で試験体を作製する。
- (3) 試験体は、残響室の試験体取付開口部(W)3.70m×(H)2.74mの全面に施工する。
- (4) 試験体は標準施工仕様に基づき施工する。試験体と取付開口部の取り合い部も標準施工仕様に基づき処理する。

- (5) 建築物に施工するにあたり遮音上の弱点が見込まれる場合は、その弱点を含めた試験体を製作する。
- (6) 音響透過損失測定は試験体施工から 20 時間の養生を行った後に実施する。
- (7) 湿式工法の試験体については施工後、乾燥及び硬化の程度と遮音性能の関係を求め、十分に性能が安定するまで養生を行う。
- (8) 各主構成材料の質量及び厚さを、0.01 kg、0.1 mm単位で実測する。それらの結果から、各主構成材料の面密度(0.1 kg/m²単位)及び比重(小数点第2位)を算出する。

2-2. 測定

- (1) 測定は、当所の試験設備及び試験機器を用い、JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に基づいて実施する。
- (2) 測定は日付を変えて3回実施する。

2-3. 測定項目

- (1) 1/3 オクターブバンドの 125Hz、500Hz、2000Hz における音響透過損失。
- (2) 1/3 オクターブバンドの 100Hz～5000Hz における音響透過損失。
- (3) 測定の実施前における音源室と受音室内の温度(0.1℃単位)及び相対湿度(1%単位)。

3. 評価方法

評価は、申請用図書及び試験成績書により評価員2名以上で行う。

3-1. 申請用図書の評価

- (1) 試験体と構造説明図
試験体と構造説明図の構造が同一であること。
- (2) 試験体と材料構成
試験体に用いた主構成材料の形状寸法、質量の実測値が、材料構成に記載された許容範囲内であること。
- (3) 試験体と標準施工仕様
 - 1) 標準施工仕様に記載されている内容が、試験体の施工方法と同一であること。
 - 2) 試験体四周の処理が、標準施工仕様に基づいた施工であること。
 - 3) 試験体が乾式二重壁の場合、申請の範囲のうちで遮音性能上不利側の形状および寸法の間柱を用いていること。
- (4) 標準施工仕様の内容
 - 1) 標準仕様の施工方法で、構造説明図に提示されている構造が施工できること。
 - 2) 実際に現場で施工可能な構造及び施工方法であること。
 - 3) 材料構成で記載された材料が、標準施工仕様に全て表されていること。また、記載されていない材料が標準施工に使用されていないこと。

4) 構造説明図、材料構成、標準施工仕様の寸法等の記載内容に不一致がないこと。

(5) その他

1) 中空層の厚さに幅を持たせた申請については、測定した試験体仕様と音響的に同等以上との確認が得られる範囲で認める。

2) 主構成材料の種類に範囲（異種のボード、ボード厚の変化等）を持たせた申請は認めない。

3-2. 試験成績書の評価

実施された3回の音響透過損失測定の結果が、建築基準法施行令第22条の3に定められた技術的基準をいずれも上回る性能であること。

	中心周波数 (Hz)		
	125	500	2000
透過損失 (dB)	25 以上	40 以上	50 以上

4. 性能評価書

性能評価書には、以下の項目について記述する。

- (1) 性能評価番号
- (2) 性能評価の区分
- (3) **構造方法又は建築材料の名称**
- (4) 商品名
- (5) 申請者の名称（法人の場合は会社名及び代表者名）
- (6) 評価結果
- (7) 評価日
- (8) 評価内容
- (9) その他性能評価書に記述が必要と考えられる事項（評価事項）